

令和5年度八尾市地域公共交通 制度設計検討業務仕様書

【業務期間】

契約締結日から令和6年3月31日まで

【納入場所】

八尾市都市整備部都市交通課（八尾市役所西館3階）

【業務内容】

本業務は、市内の交通不便地において公共交通制度設計を検討し実証運行の実施、また、既に本格運行及び実証運行している地域のルートなどを変更するにあたり、必要な業務を行うことを目的とする。

1. 計画の準備

本業務の実施にあたり市と協議を行い、作業に係るスケジュールを検討し、発注者及び受注者双方の共有化を図り推進する。

2. 西郡地域における新たな公共交通の実証運行実施の検討業務

新たな公共交通の実証運行に向け行われる意見交換会で具体的かつ効果的な説明資料の作成、アンケートなどの集約、分析及び運行計画の作成を行う。（概ね2回程度を予定。）

3. 本格運行及び実証運行実施地域における運行計画の変更検討及び修正業務

下記6地域の運行ルートや時刻などの変更の検討及び修正を行う。（リーフレットの修正を含む。）

本格運行実施地域：1地域（竹淵及び亀井）

実証運行実施地域：5地域（大正・志紀・曙川・高安・南高安）

4. 八尾市地域公共交通会議の運営支援

会議への参加、資料（会議時の配布用含む。）及び会議録の作成などの運営支援を行う。（会議の開催は、2回程度を予定。）

5. 八尾市地域公共交通計画に基づく重点施策に係る実績報告の作成

計画に定める重点施策に係る令和5年度の実績報告書の作成を行う。

6. 報告書及び成果品の作成

前1から5までの業務において、全業務の業務報告書を作成し、成果品として下記のとおり、市に納品する。

紙媒体：2部（ファイル形式にて提出する。）

電子媒体：2部（CDによって提出する。）

7. 打ち合わせ

業務着手時及び成果品納入時の2回について行うものとする。また、通常は電話またはメールでやり取りを行うが、緊急時は双方調整のうえ、速やかに開催するものとする。

8. その他

上記業務内容に関する業務を行うものとするが、その内容に関して疑義が生じた場合は、双方協議により決定する。また、業務の進捗によって、上記業務内容の一部について、中止又は変更が生じる場合がある。その場合についても、同様に決定する。